

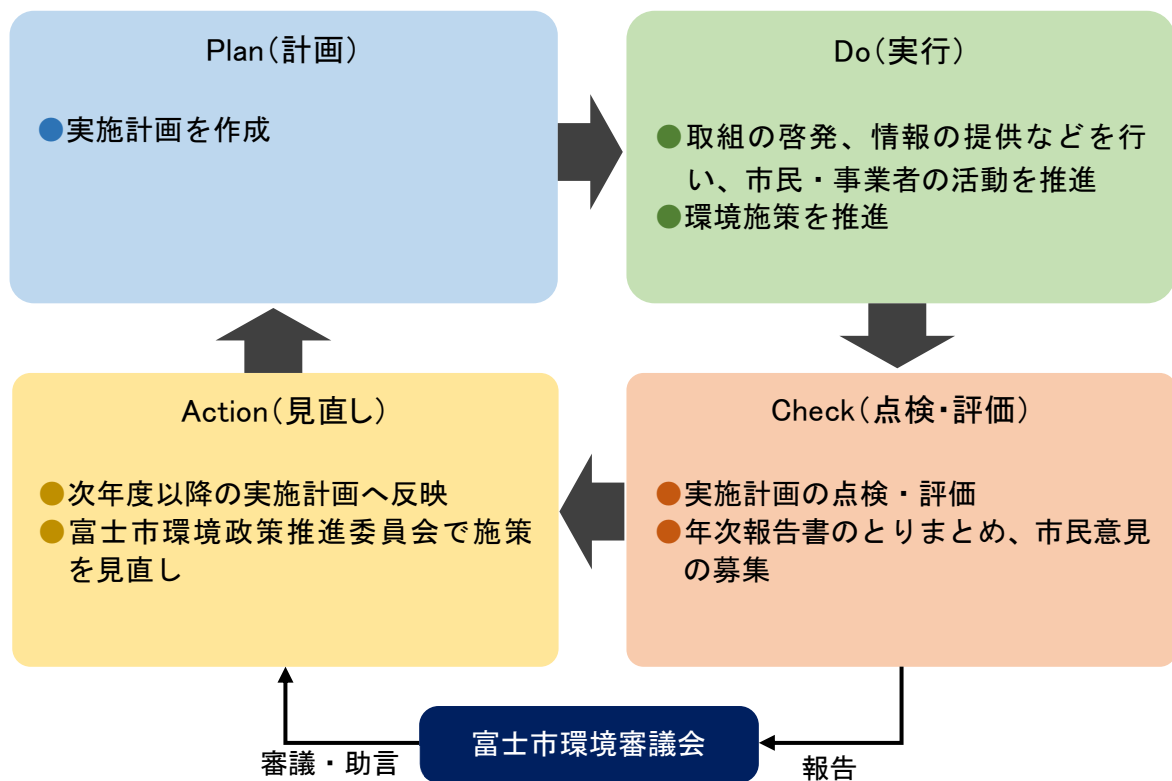
第6章 計画の進行管理

第1節 計画の進行管理



本計画における市の施策を着実に推進するため、環境マネジメントシステムのPDCAサイクルの考え方に基づき、個々の施策の進捗状況を点検・評価し、定期的に見直しを図っていくことにより、計画の適切な進行管理を行います。

Plan (計画)	●各担当課により年次の実施計画を作成します。
Do (実行)	●年次実施計画に基づき、環境施策を推進するとともに、市民・事業者への取組の啓発、情報提供を行い、個々の活動を推進していきます。
Check (点検・評価)	●各担当課は、年度末に実施計画の進捗状況の点検・評価を行い、事務局に提出します。 ●事務局は、年次報告書を取りまとめ、市民・事業者に公表し、意見を募集します。 ●富士市環境審議会は、年次報告書に基づき、環境基本計画の取組状況の評価及び次年度以降の課題などについて審議します。
Action (見直し)	●富士市環境審議会の審議結果を受け、富士市環境政策推進委員会は、必要に応じて施策への反映に向けた審議を行います。



進行管理の流れ

第2節 計画の推進体制



本計画を推進していくためには、市民・事業者・市がそれぞれの役割を果たしつつ、協働による環境活動に取り組んでいくことが重要です。このため、富士市環境審議会などと連携して計画を推進します。

また、市の機関相互の調整・連携による取組を実施していくため、富士市環境政策推進委員会による横断的な体制を継続していきます。

■市民・事業者・市による協働

市民・事業者との協働に向けた調整を図るとともに、各主体への啓発、情報提供などを通じて自発的な環境保全活動を促進し、取組を支援していきます。

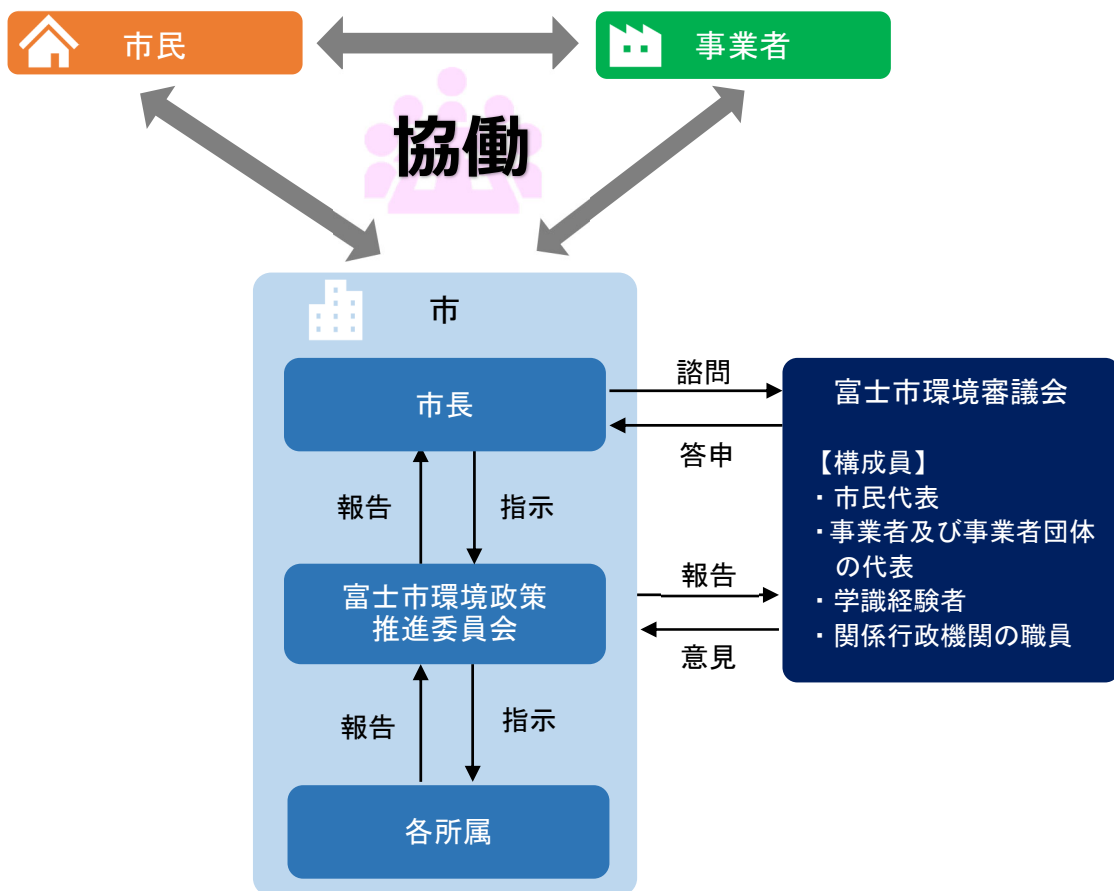
主な取組内容：環境情報の提供、協働の場づくり、自主的な環境保全活動の支援等

■富士市環境審議会 【計画全体の点検・評価】

「富士市環境基本条例」第24条の規定に基づき、富士市環境審議会を設置しています。本組織は、市民代表、事業者及び事業者団体の代表、学識経験者などで構成され、環境基本計画の年次報告書、環境の保全及び創造に関する事項などについて、専門的な見地から調査・審議を行います。

■富士市環境政策推進委員会 【市の環境施策の推進と進行管理】

「富士市環境基本条例」第23条の規定に基づき、市の行政組織を横断する体制として富士市環境政策推進委員会を設置しています。市の機関相互の連携及び取組の調整を図ります。



計画の推進体制図